

仙台市地域防災計画（地震・津波災害対策編）修正案 新旧対照表（抄）

資料 2-2

旧頁	旧	新	備考																								
<p>第1章第3節 適切な避難行動を行う P9-10</p>	<p>1. 津波からの避難行動【市民・企業・地域団体等】</p> <p>仙台市では、東日本大震災の津波被害、津波浸水区域等を踏まえ、津波が発生した場合に避難を要する区域として「津波避難エリア」を設定し、浸水のおそれの高い方から順に、エリアⅠ・エリアⅡと設定しています。</p> <p>また、津波災害の発生のおそれがある場合、津波避難エリアに避難指示を発令し、迅速な避難を呼びかけます。該当する地域にいる人は、次により迅速な避難を行います。</p> <p style="text-align: center;">(資料 3-3「津波からの避難の手引き -(暫定版)-」参照)</p> <p>(1) 津波災害における避難指示</p> <p>気象庁から津波警報等が発表された場合は、次の区分により避難指示が発令されます。</p> <table border="1" data-bbox="368 758 1409 1073"> <thead> <tr> <th>警報等種別</th> <th>発令種別</th> <th>区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大津波警報</td> <td>避難指示</td> <td>津波避難エリアⅠ及び津波避難エリアⅡの区域に対して直ちにエリアの外への避難を指示する。</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>避難指示</td> <td>津波避難エリアⅠの区域に対して直ちにエリアの外への避難を指示する。</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>避難指示</td> <td>海岸線及び河口に対して直ちに避難を指示する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※避難指示：被害の危険が目前に切迫している場合等に発するものであり、拘束力が強く、避難対象者を避難のため立ち退かせる行為。</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 津波災害における避難方法</p> <p>ア 津波注意報発表時は、海岸線及び河口から直ちに避難します。</p> <p>イ 津波警報発表時は、津波避難エリアⅠの区域外へ避難します。</p> <p>ウ 大津波警報発表時は、津波避難エリアⅠ・Ⅱの区域外へ避難します。</p> <p>エ 津波避難エリアの区域外へ時間的余裕を持って避難することが困難な場合は、近くの津波避難施設へ避難します。</p> <p>(以下略)</p>	警報等種別	発令種別	区 域	大津波警報	避難指示	津波避難エリアⅠ及び津波避難エリアⅡの区域に対して直ちにエリアの外への避難を指示する。	津波警報	避難指示	津波避難エリアⅠの区域に対して直ちにエリアの外への避難を指示する。	津波注意報	避難指示	海岸線及び河口に対して直ちに避難を指示する。	<p>2. 津波からの避難行動【市民・企業・地域団体等】</p> <p>仙台市では、東日本大震災の津波被害や、<u>令和4年5月に宮城県が公表した津波浸水想定</u>等を踏まえ、津波が発生した場合に避難を要する区域として「津波避難エリア」を設定し、浸水のおそれの高い方から順に、エリアⅠ・エリアⅡと設定しています。</p> <p>また、津波災害の発生のおそれがある場合、津波避難エリアに避難指示を発令し、迅速な避難を呼びかけます。該当する地域にいる人は、次により迅速な避難を行います。</p> <p style="text-align: center;">(資料 3-3「津波からの避難の手引き」参照)</p> <p>(1) 津波災害における避難指示</p> <p>気象庁から津波警報等が発表された場合は、次の区分により避難指示が発令されます。</p> <table border="1" data-bbox="1510 758 2552 1073"> <thead> <tr> <th>警報等種別</th> <th>発令種別</th> <th>区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大津波警報</td> <td>避難指示</td> <td>津波避難エリアⅠ及び津波避難エリアⅡの区域に対して直ちにエリアの外への避難を指示する。</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>避難指示</td> <td>津波避難エリアⅠの区域に対して直ちにエリアの外への避難を指示する。</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>避難指示</td> <td>海岸線及び河口に対して直ちに避難を指示する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※避難指示：<u>災害が発生するおそれが高い状況で発令する情報であり、居住者等は危険な場所から全員避難する必要がある。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(4) 津波災害における避難方法</p> <p>ア 津波注意報発表時は、海岸線及び河口から直ちに<u>離れ、海岸堤防より内陸側へ</u>避難します。</p> <p>イ 津波警報発表時は、津波避難エリアⅠの区域外へ<u>直ちに</u>避難します。</p> <p>ウ 大津波警報発表時は、津波避難エリアⅠ・Ⅱの区域外へ<u>直ちに</u>避難します。</p> <p>エ 津波避難エリアの区域外へ時間的余裕を持って避難することが困難な場合は、近くの津波避難施設へ避難します。</p> <p>(以下略)</p>	警報等種別	発令種別	区 域	大津波警報	避難指示	津波避難エリアⅠ及び津波避難エリアⅡの区域に対して直ちにエリアの外への避難を指示する。	津波警報	避難指示	津波避難エリアⅠの区域に対して直ちにエリアの外への避難を指示する。	津波注意報	避難指示	海岸線及び河口に対して直ちに避難を指示する。	<p>津波浸水想定 の公表を踏 まえた修正</p> <p>資料名の修正</p> <p>記述の適正化</p> <p>避難方法の見直し</p>
警報等種別	発令種別	区 域																									
大津波警報	避難指示	津波避難エリアⅠ及び津波避難エリアⅡの区域に対して直ちにエリアの外への避難を指示する。																									
津波警報	避難指示	津波避難エリアⅠの区域に対して直ちにエリアの外への避難を指示する。																									
津波注意報	避難指示	海岸線及び河口に対して直ちに避難を指示する。																									
警報等種別	発令種別	区 域																									
大津波警報	避難指示	津波避難エリアⅠ及び津波避難エリアⅡの区域に対して直ちにエリアの外への避難を指示する。																									
津波警報	避難指示	津波避難エリアⅠの区域に対して直ちにエリアの外への避難を指示する。																									
津波注意報	避難指示	海岸線及び河口に対して直ちに避難を指示する。																									
<p>第1章第4節 地域で組織的に活動する P11-12</p>	<p>1. 災害時の地域団体等の活動【市民・地域団体等】</p> <p>災害発生時、地域団体等はあらかじめ策定した防災体制や活動計画に基づき、次のような活動を行います。</p> <p>(1) 情報収集・伝達活動</p> <p>災害時の情報は、その後の自主防災活動や住民行動を決定する指標となります。情報</p>	<p>1. 災害時の地域団体等の活動【市民・地域団体等】</p> <p>災害発生時、地域団体等はあらかじめ策定した防災体制や活動計画に基づき、次のような活動を行います。</p> <p>(1) 情報収集・伝達活動</p> <p>災害時の情報は、その後の自主防災活動や住民行動を決定する指標となります。情報</p>																									

旧頁	旧	新	備考																								
	<p>収集と情報伝達を的確に行い、地域住民の安全確保に努めます。なお、津波災害の場合には、各自による迅速な避難行動が最も重要です。情報伝達については、津波の到達予定時間等を考慮し、隣近所と声を掛け合う等、可能な範囲で協力し、避難行動につなげます。</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 避難誘導活動</p> <p>避難情報が発令された場合や、地域の被害状況から避難の必要がある場合は、地域住民の避難誘導を行うとともに、災害時要援護者の避難支援を行います。</p> <p>ア 指定避難所等への避難誘導</p> <p>イ 人員の確認、誘導員の配置、災害時要援護者の避難介助</p> <p>(注) 津波災害の場合は、各自による迅速な避難行動が最も重要です。避難支援については、津波の到達予定時間等を考慮し、支援者自身の安全が確保できる状況下で、可能な範囲で行うようにします。</p> <p>(以下略)</p>	<p>収集と情報伝達を的確に行い、地域住民の安全確保に努めます。なお、津波災害の場合には、各自による迅速な避難行動が最も重要です。情報伝達については、津波の到達予想時刻等を考慮し、隣近所と声を掛け合う等、可能な範囲で協力し、避難行動につなげます。</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 避難誘導活動</p> <p>避難情報が発令された場合や、地域の被害状況から避難の必要がある場合は、地域住民の避難誘導を行うとともに、災害時要援護者の避難支援を行います。</p> <p>ア 指定避難所等への避難誘導</p> <p>イ 人員の確認、誘導員の配置、災害時要援護者の避難介助</p> <p>(注) 津波災害の場合は、各自による迅速な避難行動が最も重要です。避難支援については、津波の到達予想時刻等を考慮し、支援者自身の安全が確保できる状況下で、可能な範囲で行うようにします。</p> <p>(以下略)</p>	<p>用語の適正化</p> <p>用語の適正化</p>																								
<p>第2章第5節 津波災害応急 計画 P61</p>	<p>4. 避難指示の発令等 【災対本部事務局、消防部、区本部】</p> <p>(1) 避難指示の区分及び発令基準</p> <p>津波警報等の発表時における避難指示の発令は、次の区分により実施する。</p> <table border="1" data-bbox="368 1100 1412 1411"> <thead> <tr> <th>警報等種別</th> <th>発令種別</th> <th>区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大津波警報</td> <td>避難指示</td> <td>津波避難エリアⅠ及び津波避難エリアⅡの区域に対して直ちにエリアの外への避難を指示する。</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>避難指示</td> <td>津波避難エリアⅠの区域に対して直ちにエリアの外への避難を指示する。</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>避難指示</td> <td>海岸線及び河口に対して直ちに避難を指示する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※津波避難エリアⅠ及びⅡとは、津波からの避難の手引き-(暫定版)-に示されるエリアをいう。 ※消防航空隊は、ヘリコプターを使用して避難広報のほか、海面変動の監視を行う。 (資料 3-3「津波からの避難の手引き-(暫定版)-」参照)</p> <p>(以下略)</p>	警報等種別	発令種別	区 域	大津波警報	避難指示	津波避難エリアⅠ及び津波避難エリアⅡの区域に対して直ちにエリアの外への避難を指示する。	津波警報	避難指示	津波避難エリアⅠの区域に対して直ちにエリアの外への避難を指示する。	津波注意報	避難指示	海岸線及び河口に対して直ちに避難を指示する。	<p>4. 避難指示の発令等 【災対本部事務局、消防部、区本部】</p> <p>(1) 避難指示の区分及び発令基準</p> <p>津波警報等の発表時における避難指示の発令は、次の区分により実施する。</p> <table border="1" data-bbox="1513 1100 2558 1411"> <thead> <tr> <th>警報等種別</th> <th>発令種別</th> <th>区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大津波警報</td> <td>避難指示</td> <td>津波避難エリアⅠ及び津波避難エリアⅡの区域に対して直ちにエリアの外への避難を指示する。</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>避難指示</td> <td>津波避難エリアⅠの区域に対して直ちにエリアの外への避難を指示する。</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>避難指示</td> <td>海岸線及び河口に対して直ちに避難を指示する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※津波避難エリアⅠ及びⅡとは、津波からの避難の手引きに示されるエリアをいう。 ※消防航空隊は、ヘリコプターを使用して避難広報のほか、海面変動の監視を行う。 (資料 3-3「津波からの避難の手引き」参照)</p> <p>(以下略)</p>	警報等種別	発令種別	区 域	大津波警報	避難指示	津波避難エリアⅠ及び津波避難エリアⅡの区域に対して直ちにエリアの外への避難を指示する。	津波警報	避難指示	津波避難エリアⅠの区域に対して直ちにエリアの外への避難を指示する。	津波注意報	避難指示	海岸線及び河口に対して直ちに避難を指示する。	<p>資料名の修正</p>
警報等種別	発令種別	区 域																									
大津波警報	避難指示	津波避難エリアⅠ及び津波避難エリアⅡの区域に対して直ちにエリアの外への避難を指示する。																									
津波警報	避難指示	津波避難エリアⅠの区域に対して直ちにエリアの外への避難を指示する。																									
津波注意報	避難指示	海岸線及び河口に対して直ちに避難を指示する。																									
警報等種別	発令種別	区 域																									
大津波警報	避難指示	津波避難エリアⅠ及び津波避難エリアⅡの区域に対して直ちにエリアの外への避難を指示する。																									
津波警報	避難指示	津波避難エリアⅠの区域に対して直ちにエリアの外への避難を指示する。																									
津波注意報	避難指示	海岸線及び河口に対して直ちに避難を指示する。																									